

1. 制度の趣旨

国立大学法人法の一部を改正する法律（平成28年法律第38号）により、我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を指定国立大学法人として指定することができることとするとともに、指定国立大学法人に関し、その研究成果を活用する事業者への出資、中期目標に関する特例について定めることとした。

2. 指定国立大学法人とは

- (1) 指定に当たっては、優秀な人材を引きつけ、研究力の強化を図り、社会からの評価と支援を得るという好循環を実現する戦略性と実効性を持った取組を提示でき、かつ自らが定める期間の中で、確実な実行を行いうる法人に限り指定する。指定国立大学法人に申請する法人は、現在の人的・物的リソースの分析と、今後想定される経済的・社会的環境の変化を踏まえ、大学の将来構想とその構想を実現するための道筋及び必要な期間を明確化することが求められる。また、指定された法人には、社会や経済の発展に与えた影響と取組の具体的成果を積極的に発信し、国立大学改革の推進役としての役割を果たすことが期待される。
- (2) 指定国立大学法人に申請する法人には、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していくことを求める。このため、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、既に国内最高水準に位置していることを確認することとし、それぞれの領域において要件を満たしていることを申請の要件として公募。

3. 審査スケジュール

指定国立大学法人を指定するための審査は、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会（国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会指定国立大学法人部会）による書面審査、ヒアリング審査及び現地視察によって行い、文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴いて指定を行う。

| | |
|-------------|--|
| 平成28年11月30日 | 公募開始 |
| 平成29年3月31日 | 各法人からの申請〆切（7法人から申請受付） |
| 5月29日～ | 指定国立大学法人部会における指定についての審査（ヒアリング審査及び現地視察） |
| 6月30日 | 指定国立大学法人の指定 |

4. 指定について

- 以下の3法人を指定。
 - ・国立大学法人東北大学
 - ・国立大学法人東京大学
 - ・国立大学法人京都大学
- 以下の4法人については、構想の見直しを含め改善意見や指摘があったことから、「指定候補」として位置づけ、法人側の条件が整った段階で、平成29年度末を目途に再審査することとする。
 - ・国立大学法人東京工業大学
 - ・国立大学法人一橋大学
 - ・国立大学法人名古屋大学
 - ・国立大学法人大阪大学